別表を次のように改める。

別表（第四条、第九条関係）

昭和三十六年度	八・五二六	八・〇九一
昭和三十七年度	八・〇二九	八・〇八一二
昭和三十八年度	七・五五九	七・七一七
昭和三十九年度	七・一一三	七・六二八
昭和四十年度	六・六九〇	六・五四三
昭和四十一年度	六・二八九	六・四六二
昭和四十二年度	五・九〇九	六・三八六
昭和四十三年度	五・五四九	六・三一四
昭和四十四年度	五・二〇七	六・二六三
昭和四十五年度	四・八八四	六・二一五
昭和四十六年度	四・五七七	六・一六八
昭和四十七年度	四・二八六	六・一二三
昭和四十八年度	四・〇一一	六・一〇七
昭和四十九年度	三・七四九	六・〇九一
昭和五十年度	三・五〇二	六・〇七二
昭和五十一年度	三・二六七	六・〇五四
昭和五十二年度	三・〇四五	六・〇三八
昭和五十三年度	二・八三四	六・〇二四
昭和五十四年度	二・六三四	六・〇一二
昭和五十五年度	二・四四四	
昭和五十六年度	二・二六五	
昭和五十七年度	二・〇九五	
昭和五十八年度	一・九三三	
昭和五十九年度	一・七八〇	
昭和六十年度	一・六三五	
昭和六十一年度	一・四九八	
昭和六十二年度	一・三六八	
昭和六十三年度	一・二四四	
平成元年度	一・一二七	
平成二年度	一・〇一六	
平成三年度	〇・九一一	
平成四年度	〇・八一二	
平成五年度	〇・七一七	
平成六年度	〇・六二八	
平成七年度	〇・五四三	
平成八年度	〇・四六二	
平成九年度	〇・三八六	
平成十年度	〇・三一四	
平成十一年度	〇・二六三	
平成十二年度	〇・二一五	
平成十三年度	〇・一六八	
平成十四年度	〇・一二三	
平成十五年度	〇・一〇七	
平成十六年度	〇・〇九一	
平成十七年度	〇・〇七二	
平成十八年度	〇・〇五四	
平成十九年度	〇・〇三八	
平成二十年度	〇・〇二四	
平成二十一年度	〇・〇一二	

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二五五四五五」を「一・二五一八一八」に、「一・二五一八一八」を「一・二四八一八二」に、「一・二四一八一八」を「一・二三八一八二」に、「一・二三二七二七」を「一・二二九〇九一」に、「一・二二八一八二」を「一・二二四五四五」に、「一・二二二七二七」を「一・二一九〇九一」に、「一・一九九四五五」を「一・一九〇〇〇〇」に、「一・一八六三六四」を「七十一万二千九百十円」に、「七十一万九百十円」に改め、同条第五項中「〇・九八七一〇九」を「〇・九八四三四七」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・〇九二」を「四・〇八〇」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。